

船舶のエネルギー効率等に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
登録規則細則

改正事項

船舶のエネルギー効率等に関する事項

改正理由

- (1) 2011年7月に開催されたIMO第62回海洋環境保護委員会(MEPC62)において、MARPOL条約附属書VIの改正が、決議MEPC.202(62)及びMEPC.203(62)として採択され、アメリカ・カリブ海海域を窒素酸化物(NO_x)及び硫黄酸化物(SO_x)の放出規制海域とする規定及び海事産業における温室効果ガス(GHG)の排出削減を目的とした船舶のエネルギー効率設計指標(EEDI)等に関する規定が追加された。

今般、MEPC.202(62)及びMEPC.203(62)に基づき、関連規定を改めた。

- (2) 上記MARPOL条約附属書VIの改正の動きを受け、よりエネルギー効率の良い船舶設計を評価するために、関連業界よりEEDIに関する船級符号への付記(Notation)による識別化が求められている。このため、条約要件を超える基準を満足するEEDIとなるよう設計された船舶に対し、船級符号にその旨を付記することができるよう関連規定を改めた。

- (3) IACSは、MARPOL条約附属書VI第13.2.2規則に定められる、ディーゼル機関の交換又は改造の際のNO_x放出基準への適合に関し、当該交換又は改造の時期の詳細な取扱いについて定めたIACS統一解釈MPC98を2012年1月に採択した。

今般、IACS統一解釈MPC98に基づき、関連規定を改めた。

- (4) MARPOL条約附属書VI第13規則において、従来NO_x放出規制が適用されない1990年1月1日以降2000年1月1日前に起工した船舶に搭載される機関について、機関の改造を行うことによりNO_x放出規制への適合を可能とする規制適合手法が主管庁より認証されたものにあつては、当該手法の対象となる型式の機関は全てNO_x放出規制に適合しなければならない旨定められている。

近年、実際に数型式の機関に対し規制適合手法が認証され、同手法による機関の改造が行われるようになった。これを受け、当該適合手法の適用対象機関及び検査方法等について明確に規定するため、関連のIMOサーキュラー及

び2011年10月に公布された国土交通省告示第1008号等を参考に関連規定を改めた。

改正内容

- (1) NO_x 及び SO_x の放出規制海域としてアメリカ・カリブ海海域を新たに追加した。
- (2) EEDI 及びエネルギー効率管理計画書 (SEEMP) に関する規定を追加した。
- (3) EEDI について、条約要件を超える基準を満足するよう設計された船舶に対して、船級符号に “*Energy Efficiency Design Index-phaseX*” (略号 *EEDI-pX*, *X* は採用したフェーズを示す。) を付記する旨を規定した。
- (4) ディーゼル機関の交換又は改造の際に、適用する NO_x 放出規定の判断基準となる「交換又は改造の時期」に対する解釈を規定した。
- (5) 規制適合手法の適用対象機関及び検査方法について関連規定を改めた。